

森 第 1 0 3 7 号
平成 24 年 10 月 15 日

各 市 町 村 長 様

千葉県農林水産部長
(公印省略)

自己伐採等によるシイタケ原木の放射性物質検査について(依頼)

日頃からシイタケやタケノコの放射性物質検査につきましては、ご協力頂き御礼申し上げます。

平成 24 年 4 月 1 日から 50 ベクレル/kg を超える原木やほだ木から発生したシイタケについては、一般食品の基準値の 100 ベクレル/kg を超えてしまう危険性があることから、50 ベクレル/kg を超える原木やほだ木の使用の自粛と処分について、関係機関等を通じて県内生産者をお願いしているところです。

シイタケ原木の伐採時期を間近に控え、シイタケの原木を生産者本人やグループまたは依頼により伐採する方々に対し、50 ベクレル/kg を超える原木は伐採しないよう事前に原木の放射性物質の検査を実施するよう周知するためのリーフレットを別添のとおり作成しました。

つきましては、貴市町村管内の生産者及び生産者団体等に対し、伐採する原木の検査の徹底について周知していただくとともに、リーフレットの配布に当たりましては、生産者の方々へ内容の説明について、ご配慮いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

千葉県農林水産部 森林課 林業振興室 TEL 043-223-2966 FAX 043-225-7448
